

(様式第5号)

罹災判定結果が【全壊】の方は
提出不要です。

令和●年●月●日

新潟県知事 様

提出した日を記入してください

申込者氏名 新潟 太郎

申 出 書

次の被災した住宅の状況について、令和6年能登半島地震における賃貸型応急住宅実施要綱の要件に該当することを申し出ます。

被災した住宅の所在地：新潟市西区寺尾東3丁目14番41号

【被災した住宅の状況】

- ※ 該当する状況にを付けてください。
- ※ 別紙に、被災状況を記載するとともに被災状況が確認できる写真を添付すること。

(要綱第6条(1)②)

以下にも
チェック

- 半壊（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。）であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う
- 住宅を解体した後、遅滞なく解体証明書など住宅を解体したことが分かる書類を提出する

自宅を解体する方：②にチェック

(要綱第6条(1)③)

以下にも
チェック

- 以下のいずれかに該当しないと市町長に認められない
- 二次災害等による
- ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している
- 地滑り等により避難場所を受け付けている

②か④のどちらかにチェックをしてください。

応急修理をする方：④にチェック

(要綱第6条(1)④)

- 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する者のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる（半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者に限る。）

(要綱第6条(1)⑤)

- その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた
(様式第5号・別紙)

※ 被災状況について、できる限り詳細に記載してください。

.....液状化により家が傾斜し、生活できない.....

具体的に記入してください。

.....内壁に亀裂がある.....

※ 被災状況が確認できる写真を貼付してください。

写真の印刷が難しい場合はメール件名に申込者名、メール本文に被災した住所、連絡先を記載の上、下記アドレスあてにデータ送付をお願いいたします。

jukankyo@city.niigata.lg.jp



写真は 内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料」より抜粋

該当要件確認印
(新潟市記入欄)